

竹富町観光案内人条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

竹富町観光案内人条例（令和元年条例第19号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則
- 第2章 観光案内人たる免許
- 第3章 登録引率ガイドの選任及び認可等
- 第4章 監督等
- 第5章 竹富町観光案内人条例審議会等
- 第6章 雜則
- 附 則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、竹富町において、かけがえのない優れた自然環境を観光資源とした自然観光事業が盛んに行われていることに鑑み、安全かつ適正な利用方法による自然観光事業の推進及び観光案内人の自然環境保全等への積極的参画に関する事項を定めることにより、観光旅行者等の生命及び身体の保護並びに竹富町の財産である優れた自然環境の保全を図るとともに、とりわけ西表島等における持続可能な自然観光事業を推進し、もって永続的な地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 西表島等 西表島（内水面（海面以外の水面をいう。）及び海岸を含む。）及びその属島をいう。
- (2) 自然環境資源 動植物及びその生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源並びに自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源のうち、西表島等に存するものをいう。
- (3) 観光旅行者 自然環境資源を鑑賞、見学、立入りその他の行為により自然環境資源と触れ合う者であって、竹富町の住民（以下、「町民」という。）以外の者をいう。
- (4) 自然観光事業 観光旅行者又は町民に対し、その者に付き添って、自然環境資源についての案内又は助言を業として行うことをいう。
- (5) 観光案内人 町長から免許（第9条第1項の規定による免許をいう。）を取得した個人及び法人をいう。
- (6) 観光ガイド 観光案内人たる法人に属する者又は観光案内人たる個人若しくはその個人に使用される者であって、観光旅行者又は町民に対し実際に案内又は助言を行う者をいう。
- (7) 旅行業者 旅行業（旅行業法（昭和27年法律第239号）第2条第1項に掲げる旅行業をいう。）を営む者をいう。

(基本理念)

- 第3条 観光案内人は、安全で質の高い自然観光事業の重要な担い手でなければならない。
- 2 観光案内人は、竹富町、とりわけ西表島等の自然環境の保全に向けて、他の観光案内人、行政庁その他関係機関との連携又は協働を図らなければならない。
- 3 観光案内人は、竹富町内の各集落における風俗慣習その他の伝統的な生活文化を尊重するとともに、その生活文化の継承、自然環境保全又は自然環境教育を目的とした行事又は活動に積極的に参加又は参画する等、地域社会の発展に努めなければならない。

(案)

(町の責務)

- 第4条 町は、竹富町の自然環境を保全する責務を有する。
- 2 町は、竹富町の自然環境の保全に向けて、観光案内人、行政庁その他関係機関との連携又は協働を図らなければならない。
- 3 町は、この条例、竹富町自然環境保護条例（平成29年竹富町条例第10号）その他の関係法令及びエコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）第6条第2項の規定による認定を受けた西表島エコツーリズム推進全体構想（以下、「全体構想」という。）の目的、基本理念等にのっとり、広報その他必要な施策を実施するものとする。
- 4 町は、安全で質の高い自然観光事業が提供されるよう、研修の実施、講座の開設その他の観光案内人の知識及び技能の水準の維持又は向上のために必要な支援を行わなければならない。

(観光案内人の責務)

- 第5条 観光案内人は、この条例、竹富町自然環境保護条例その他の関係法令及び全体構想を遵守しなければならない。
- 2 観光案内人は、顧客にこの条例、竹富町自然環境保護条例その他の関係法令及び全体構想を遵守させなければならない。
- 3 観光案内人は、単にこの条例、竹富町自然環境保護条例その他の関係法令の規定及び全体構想の内容を守るだけでなく、安全管理規定の作成、自己研鑽その他の取組を通じて安全で質の高い自然観光事業の提供に努めるとともに、西表島等の自然環境の保全及び持続可能な自然観光事業の推進に配慮しなければならない。
- 4 観光案内人は、顧客以外の者がこの条例、竹富町自然環境保護条例その他の関係法令の規定又は全体構想の内容に反する行為を行っていることを知った場合には、時宜に応じて適切に対応しなければならない。
- 5 観光案内人は、自然環境資源の殺傷、滅失、損傷、汚損等を発見したときは、軽微なものであっても、直ちに町長に報告しなければならない。
- 6 観光案内人は、竹富町の魅力の増進に努め名誉を毀損しないよう、配慮しなければならない。

(観光旅行者の責務)

- 第6条 観光旅行者は、観光案内人による助言を遵守し、西表島等の自然環境の保全及び持続可能な自然観光事業の推進に努めなければならない。
- 2 観光旅行者は、町が実施する施策に協力し、西表島等の自然環境の保全及び持続可能な自然観光事業の推進に努めなければならない。

(旅行業者の責務)

- 第7条 旅行業者は、この条例、竹富町自然環境保護条例その他の関係法令及び全体構想の目的、基本理念等を踏まえて事業を行うよう配慮しなければならない。
- 2 旅行業者は、顧客にこの条例、竹富町自然環境保護条例その他の関係法令及び全体構想を遵守するよう教示しなければならない。
- 3 旅行業者は、自然観光事業を取り扱う場合は、当該自然観光事業を行う者が観光案内人であることを確認するとともに、そのことを顧客に対して教示しなければならない。

(町民の責務)

- 第8条 町民は、町が実施する施策に協力し、西表島等の自然環境の保全及び持続可能な自然観光事業の推進に努めなければならない。

第2章 観光案内人たる免許

(免許)

第9条 自然観光事業を営もうとする者は、その自然観光事業が次の各号に掲げる場合にあっては、町長の免許を受けなければならない。

- (1) 徒歩により自然観光事業を行う場合（その自然観光事業が道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項の規定による道路をいう。）上、公園（竹富町立公園の設置及び管理に関する条例（平成28年条例第14号）第3条の規定による公園をいう。）内又は宅地内のみにおいて行われる場合を除く。）
- (2) 汽艇等（港則法（昭和23年法律第174号）第3条第1項の規定による汽艇等をいう。）を使用して自然観光事業を行う場合
- (3) 車両を使用して自然観光事業を行う場合（野生動植物の観察を目的とする場合に限る。）

2 前項の免許を受けようとする者（以下、「免許申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

- (1) 個人にあっては、氏名、住所及び電話番号その他の連絡先
- (2) 法人にあっては、商号、代表者の役職名及び氏名、住所並びに電話番号その他の連絡先
- (3) 屋号又は名称
- (4) 営もうとする自然観光事業の種別
- (5) 営業所その他自然観光事業を営むために必要な施設の住所及び電話番号その他の連絡先
- (6) 観光ガイドとして従事する者の氏名、生年月日、住所及び電話番号その他の連絡先
- (7) 自然観光事業の用に供する自動車及び汽艇等（船舶安全法（昭和8年法律第11号）第5条第1項各号の規定による検査の対象となるものに限る。第17条第5項において同じ。）の数量及び登録番号
- (8) その他規則で定める事項

3 前項の申請書には、安全かつ質の高い自然観光事業を適正に実施できることを証する書類として規則で定める書類を添付しなければならない。

4 町長は、第1項の免許の申請があったときは、次の各号に掲げる基準に適合するかどうかを、規則で定めるところにより審査しなければならない。

- (1) 免許申請者が、自らが実施する自然観光事業において、顧客の安全を確保するために必要な措置を講じていると認められること。
- (2) 免許申請者が、自らが実施する自然観光事業において、自然環境保全のために必要かつ適切な措置を講じていると認められること。
- (3) 免許申請者が、この条例の目的及び基本理念を理解し、地域社会の発展に努める意思を有すると認められること。
- (4) その他規則で定める基準

5 町長は、免許申請者若しくは第2項の申請書に記載された観光ガイドとして従事する者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は第2項の申請書若しくは第3項の規定による添付書類中に虚偽の記載があり、若しくは事実の記載が欠けているときは、第1項の免許を与えてはならない。

- (1) 未成年者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 禁錮以上の刑に処せられ、又は竹富町が制定する条例の規定により過料以上の刑に処せられ、その執行が終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- (5) 第33条第2項の規定により免許を取り消され、その取消しの日から起算して3年を経過しない者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは同法同条第2号に規定する暴力団その他これらと密接な関係を有する者（以下、「暴力団員等」という。）、又は暴力団員等でなくなった日から起算して5年を経過しない者
- (7) 法人であって、その役員（法人税法第2条第15号に掲げる役員をいう。）に前各号のいずれかに該当する者があるもの

6 町長は、第4項の規定による審査の結果若しくは前項の規定により免許を与えないこととすると

(案)

き、又は第10条の規定により免許に条件を付そうとするときは、あらかじめ、当該免許申請者にその旨を通知し、その求めがあったときは、弁明の機会を付与しなければならない。

7 町長は、第4項の規定による審査の結果又は第5項の規定により免許を与えない場合においては、その理由を附した書面をもって、免許申請者にその旨を通知しなければならない。

8 町長は、第4項の規定による審査の結果により免許を与えることとするときは、あらかじめ、当該免許申請者にその旨を通知しなければならない。

9 免許申請者は、前項の規定による通知を受けたときは、規則で定める登録料等を納付しなければならない。

10 町長は、前項の規定による登録料等を納付した者に対しては、遅滞なく竹富町観光案内人免許状、観光ガイド免許証、観光ガイド記章、機材証票その他規則で定める物品（以下、「免許状等」という。）を交付しなければならない。

11 町長は、第2項の規定による申請書の提出がされてから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定め、役場における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

12 町長は、観光案内人について、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 竹富町観光案内人免許状に記載の免許番号
- (2) 個人にあっては氏名及び屋号
- (3) 法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名
- (4) 住所、電話番号その他の連絡先

(免許の条件)

第10条 町長は、前条の規定による免許を与えるにあたっては、規則で定めるところにより条件を付すことができる。

2 前項の規定による条件は、前条の規定による免許の趣旨に照らして、又は免許申請手続に係る事項の確実な実施を図るため必要かつ最小限のものとし、免許申請者に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(免許状等の再交付)

第11条 観光案内人は、免許状等を破損、紛失等したときは、その事由を記して、免許状等の再交付を申請しなければならない。

2 第9条第9項及び第10項の規定は、前項の再交付の申請について準用する。この場合において、同条第9項及び第10項中「登録料等」とあるのは「再交付手数料」と、同条第10項中「竹富町観光案内人免許状、観光ガイド免許証、観光ガイド記章、機材証票その他規則で定める物品（以下、「免許状等」という。）」とあるのは「第1項の規定による再交付申請に係る物品」と読み替えるものとする。

3 前項において読み替えて準用する第10項の規定により、免許状等を再交付したときは、破損、紛失等した免許状等はその効力を失うものとし、観光案内人はその免許状等を町長に返納しなければならない。ただし、免許状等が滅失、紛失等により存在しない場合は、この限りでない。

4 何人も、前項の規定により効力を失った免許状等を掲示、提示等してはならない。

(変更の申請等)

第12条 観光案内人は、第9条第2項に掲げる事項について変更しようとするときは、町長に申請して、その免許を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 観光案内人は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、14日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

3 第1項の免許を受けようとする者又は前項の届出を行おうとする者は、規則で定めるところにより、変更に関する事項を記載した申請書又は届出書を町長に提出しなければならない。

4 第9条第3項から第11項まで及び第10条各項の規定は、第1項の変更の申請について準用する。

(案)

- 5 第9条第3項及び第9項から第11項までの規定は、第2項の変更の届出について準用する。
- 6 前2項において準用する第9条第10項の規定により、町長が記載事項の変更がなされた免許状等を交付したときは、変更前の事実に基づく免許状等はその効力を失うものとし、観光案内人はその免許状等を14日以内に町長に返納しなければならない。
- 7 何人も、前項の規定により効力を失った免許状等を掲示、提示等してはならない。

(免許の更新)

- 第13条 第9条第1項の規定による免許の有効期間は、当該免許に係る免許状等の発行日の翌日から起算して3年とする。
- 2 前項の有効期間の満了後、引き続き自然観光事業を営もうとする観光案内人は、当該免許の更新を受けなければならない。
 - 3 前項の更新を受けようとする観光案内人は、規則で定める期間内に町長に申請をしなければならない。
 - 4 第9条第2項から第11項まで、第10条各項及び前条第6項の規定は、前項の申請について準用する。ただし、第9条第2項第1号に掲げる事項について変更がない場合その他の理由により、添付書類の全部を揃える必要がないと町長が認めるときは、添付すべき書類の一部を省略することができる。
 - 5 第2項の更新がされたときは、当該免許の有効期間は、従前の免許の有効期間の満了の日の翌日から起算して3年とする。

(有効期間が満了した免許状等の返納等)

- 第14条 第9条第1項の規定による免許は、前条第1項の有効期間が満了し、かつ前条第2項の更新を行わなかったときは、前条第1項の有効期間の満了の日をもってその効力を失う。
- 2 観光案内人は、前条第1項の有効期間が満了し、かつ前条第2項の更新を行わなかったときは、前条第1項の有効期間の満了の日から14日以内に免許状等を町長に返納しなければならない。
 - 3 何人も、前条第1項の有効期間が満了したときは、その免許に係る免許状等を掲示、提示等してはならない。

(廃業等の届出)

- 第15条 観光案内人が次の各号に掲げるいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、遅滞なく町長にその旨を届け出なければならない。
- (1) 観光案内人が死亡したときは、その近親者
 - (2) 法人が合併により消滅したときは、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）であった者
 - (3) 法人が破産手続開始の決定により解散したときは、その破産管財人
 - (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したときは、その清算人
 - (5) 観光案内人が免許を受けた自然観光事業を廃止したときは、その観光案内人
- 2 前項の届出を町長が受理したときは、当該届出に係る免許状等は前項の届出事由が発生したときに遡ってその効力を失うものとする。
 - 3 第1項の届出を行った者は、前項の規定により失効した免許状等を町長に返納しなければならない。ただし、免許状等が滅失、紛失等により存在しない場合は、この限りでない。
 - 4 何人も、第2項の規定により効力を失った免許状等を掲示、提示等してはならない。

(免許手続の委託)

- 第16条 町長は、第9条から前条までに規定する免許に関する事務（申請に対する審査、免許の拒否、免許条件の付与に係る事務その他の規則で定める事務を除く）の全部又は一部を規則で定める者に委託することができる。
- 2 前項の規定により町長から事務の委託を受けた者は、当該事務に関して職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(案)

(観光案内人の遵守事項)

- 第17条 観光案内人は、自然観光事業を行おうとするときは、あらかじめ、当該自然観光事業における顧客に対し、自然環境資源の利用に際して留意すべき事項として、次の各号に掲げる事項を説明しなければならない。
- (1) 第5条第2項、第6条各項、第18条第2項、第19条及び第40条第2項
 - (2) その他規則で定める事項
- 2 観光案内人は、自然観光事業を行うに際しては、当該自然観光事業に従事する観光ガイドに次の各号に掲げる事項を指導しなければならない。
- (1) 自然観光事業に従事するときは、観光ガイド免許証を携帯すること。
 - (2) 自然観光事業に従事するときは、顧客に対し観光ガイド免許証を提示すること。
 - (3) 実際に自然観光事業に従事している場合において、観光旅行者、町の職員、町民その他の者から観光ガイド免許証の提示を求められたときは、これを提示すること。
- 3 観光案内人は、竹富町観光案内人免許状に記載の観光ガイドに、規則に定める講習、研修等を毎年受講させなければならない。
- 4 観光案内人は、その行う自然観光事業の内容について広告その他これに類似するものとして規則で定める行為をするときは、次の各号に掲げる事項を表示しなければならない。
- (1) 当該観光案内人の竹富町観光案内人免許状に記載の免許番号
 - (2) 個人にあっては氏名及び屋号
 - (3) 法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名
 - (4) 住所、電話番号その他の連絡先
- 5 観光案内人は、次に掲げるものについて、公衆の見やすい場所に機材証票を掲示しなければならない。
- (1) 自然観光事業の用に供する自動車又は小型船舶（船舶安全法（昭和8年法律第11号）第5条第1項各号の規定による検査の対象となるものに限る。）
 - (2) 保有する汽艇等（船舶安全法第5条第1項各号の規定による検査の対象となるものを除く。）その他規則で定めるもの
- 6 観光案内人は、次の各号に掲げる事項を規則で定めるところにより、町長に報告しなければならない。
- (1) 自然観光事業の月別及び年間実績
 - (2) 第3項の規定による講習、研修等に係る観光ガイドの修了状況
 - (3) その他規則で定めるもの

(観光ガイドの遵守事項)

- 第18条 観光ガイドは、自然観光事業に従事するときは、観光ガイド免許証を携帯していなければならない。
- 2 観光ガイドは、自然観光事業に従事するときは、顧客に対し観光ガイド免許証を提示しなければならない。
- 3 観光ガイドは、実際に自然観光事業に従事している場合において、観光旅行者、町の職員、竹富町の住民その他の者から観光ガイド免許証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。
- 4 観光ガイドは、実際に自然観光事業に従事している場合においては、観光ガイド免許証又は観光ガイド記章を、公衆が視認できる位置に着用しなければならない。

(観光案内人に対する原状回復命令等)

- 第19条 町長は、観光案内人又はその顧客が、その責に帰すべき事由により自然環境資源を殺傷、滅失、損傷、汚損等したときは、当該観光案内人に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(関係法令の適用)

第20条 前条の規定は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）その他の原状回復命令等に関する法令の適用を妨げない。

第3章 登録引率ガイドの選任及び認可等

(登録引率ガイドの選任)

第21条 観光案内人は、特定自然観光資源の所在する区域（エコツーリズム推進法第8条第3項の規定に基づく町長の公示による特定自然観光資源の所在する区域をいう。）において自然観光事業を営もうとするときは、自らが有する竹富町観光案内人免許状に記載の観光ガイドの中から、特定自然観光資源の所在する区域において案内又は助言を行うにあたって必要な知識及び技術を有する者（以下、「登録引率ガイド」という。）を選任しなければならない。

- 2 前項の規定による登録引率ガイドの選任は、町長の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 前項の認可を受けようとする者（以下、「認可申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。
 - (1) 個人にあっては、氏名、住所及び電話番号その他の連絡先
 - (2) 法人にあっては、商号、代表者の役職名及び氏名、住所並びに電話番号その他の連絡先
 - (3) 屋号又は名称
 - (4) 竹富町観光案内人免許状に記載の免許番号
 - (5) 自然観光事業を営もうとする特定自然観光資源の所在する区域
 - (6) 登録引率ガイドに選任する者が有する観光ガイド免許証の免許証番号
 - (7) 登録引率ガイドに選任する者の氏名、住所及び電話番号その他の連絡先
 - (8) その他規則で定める事項
- 4 前項の申請書には、登録引率ガイドに選任する者が特定自然観光資源において案内又は助言を行うにあたって、必要な知識及び技術を有することを証する書類として、規則で定める書類を添付しなければならない。
- 5 町長は、第2項の認可の申請があったときは、次の各号に掲げる基準に適合するかどうかを、規則で定めるところにより審査しなければならない。
 - (1) 認可申請者が、エコツーリズム推進法及び全体構想の内容を理解し、かつ顧客に対しその内容を適切に説明する能力を有すると認められること。
 - (2) 認可申請者が、自らが自然観光事業を営もうとする特定自然観光資源の所在する区域について、登録引率ガイドに選任する者を適切に管理監督することができる程度にその区域の特性を熟知していると認められること。
 - (3) 登録引率ガイドに選任する者が、特定自然観光資源の所在する区域において案内又は助言を行うにあたって必要な知識及び技術を有すると認められること。
 - (4) その他規則で定める基準
- 6 町長は、前項の規定による審査の結果により認可をしないこととするとき、又は第22条の規定により認可に条件を付そうとするときは、あらかじめ、当該認可申請者にその旨を通知し、その求めがあったときは、弁明の機会を付与しなければならない。
- 7 町長は、第5項の規定による審査の結果、第2項の認可をしない場合においては、その理由を附した書面をもって、認可申請者にその旨を通知しなければならない。
- 8 町長は、第5項の規定による審査の結果、認可をすることとするときは、あらかじめ、当該認可申請者にその旨を通知しなければならない。
- 9 認可申請者は、前項の規定による通知を受けたときは、規則で定める登録料等を納付しなければならない。
- 10 町長は、前項の規定による登録料等を納付した者（以下、「登録引率事業者」という。）に対しては、遅滞なく登録引率事業者証、登録引率ガイド証その他規則で定める物品（以下、「登録証等」という。）を交付しなければならない。
- 11 町長は、第3項の規定による申請書の提出がされてから当該申請に対する処分をするまでに、通

(案)

常要すべき標準的な期間を定め、役場における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならぬ。

1 2 町長は、登録引率事業者について、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 竹富町観光案内人免許状に記載の免許番号
- (2) 個人にあっては氏名及び屋号
- (3) 法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名
- (4) 住所、電話番号その他の連絡先

(登録引率ガイド選任認可の条件)

第2 2条 町長は、前条第2項の規定による認可をするにあっては、規則で定めるところにより条件を付すことができる。

2 前項の規定による条件は、前条の規定による免許の趣旨に照らして、又は免許申請手続に係る事項の確実な実施を図るため、必要かつ最小限のものとし、免許申請者に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(登録証等の再交付)

第2 3条 登録引率事業者は、登録証等を破損、紛失等したときは、その事由を記して、登録証等の再交付を申請しなければならない。

2 第2 1条第9項及び第10項の規定は、前項の再交付の申請について準用する。

3 前項において準用する前条第10項の規定により、登録証等を再交付したときは、破損、紛失等した登録証等はその効力を失うものとし、登録引率事業者は、その登録証等を町長に返納しなければならない。ただし、登録証等が滅失、紛失等により存在しない場合は、この限りでない。

4 何人も、前項の規定により効力を失った登録証等を掲示、提示等してはならない。

(変更の申請等)

第2 4条 登録引率事業者は、第2 1条第3項に掲げる事項について変更しようとするときは、町長に申請して、その認可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 登録引率事業者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、14日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

3 第1項の認可を受けようとする者又は前項の届出を行おうとする者は、規則で定めるところにより、変更に関する事項を記載した申請書又は届出書を町長に提出しなければならない。

4 第2 1条第4項から第11項までの規定は、第1項の変更の申請について準用する。

5 第2 1条第4項、第9項及び第10項の規定は、第2項の変更の届出について準用する。

6 前2項において準用する第2 1条第10項の規定により、町長が記載事項の変更がなされた登録証等を交付したときは、変更前の事実に基づく登録証等はその効力を失うものとし、登録引率事業者はその登録証等を14日以内に町長に返納しなければならない。

7 何人も、前項の規定により効力を失った登録証等を掲示、提示等してはならない。

(認可の更新)

第2 5条 第2 1条第2項の規定による認可の有効期間は、当該認可に係る登録証等の発行日の翌日から第13条第1項の規定による免許の有効期間の満了の日までとする。

2 前項の有効期間の満了後、引き続き特定自然観光資源の所在する区域において自然観光事業を営もうとする観光案内人は、当該認可の更新を受けなければならない。

3 前項の更新を受けようとする観光案内人は、規則で定める期間内に町長に申請をしなければならない。

4 第2 1条第3項から第11項までの規定は、前項の更新の申請について準用する。

5 第2項の更新がされたときは、当該認可の有効期間は、従前の認可の有効期間の満了の日の翌日から起算して3年とする。

(案)

(有効期間が満了した登録証等の返納等)

- 第26条 第21条第2項の規定による認可は、前条第1項の有効期間が満了し、かつ前条第2項の更新を行わなかったときは、前条第1項の有効期間の満了の日をもってその効力を失う。
- 2 観光案内人は、前条第1項の有効期間が満了し、かつ前条第2項の更新を行わなかったときは、前条第1項の有効期間の満了の日から14日以内に登録証等を町長に返納しなければならない。
- 3 何人も、前条第1項の有効期間が満了したときは、その認可に係る登録証等を掲示、提示等してはならない。

(登録引率事業者による代理申請)

- 第27条 登録引率事業者は、特定自然観光資源の所在する区域において、自然観光事業を行うに際しては、当該自然観光事業における顧客の、特定自然観光資源の所在する区域への立入承認申請（エコツーリズム推進法第10条第1項の規定による竹富町長の承認をいう。）及び手数料（竹富町エコツーリズム推進法の施行等に関する条例（令和5年竹富町条例第〇号）第3条の規定による手数料をいう。）の納付事務を代行することができる。

(登録引率事業者の遵守事項)

- 第28条 登録引率事業者は、特定自然観光資源が所在する区域において自然観光事業を行うに際しては、あらかじめ前条の規定による申請及び納付事務の代行について教示するとともに、顧客が希望する場合においてはその事務を代行しなければならない。
- 2 登録引率事業者は、前項の規定による事務の代行に際し、手数料、経費等いかなる金品も直接又は間接に徴収してはならない。
- 3 登録引率事業者は、特定自然観光資源が所在する区域において自然観光事業を行うに際しては、あらかじめ、当該自然観光事業における顧客に対し、特定自然環境資源の所在する区域への立入りに際して留意すべき事項として規則で定める事項を説明しなければならない。
- 4 登録引率事業者は、特定自然観光資源が所在する区域において自然観光事業を行うに際しては、当該自然観光事業に従事する登録引率ガイドに、次の各号に掲げる事項を指導しなければならない。
- (1) 特定自然観光資源の所在する区域において自然観光事業に従事するときは、登録引率ガイドに登録証及び承認証（エコツーリズム推進法施行規則（平成20年文部科学省・農林水産省・国土交通省・環境省令第1号）第5条第3項の規定による承認証をいう。）を携帯すること。
- (2) 特定自然観光資源の所在する区域において自然観光事業に従事するときは、顧客に対し登録証及び承認証を提示すること。
- (3) 実際に特定自然観光資源の所在する区域において自然観光事業に従事している場合において、観光旅行者、町の職員、町民その他の者から登録証又は承認証の提示を求められたときは、これを提示すること。
- 5 登録引率事業者は、登録引率事業者証に記載の登録引率ガイドに、規則に定める講習、研修等を毎年受講させなければならない。

(登録引率ガイドの遵守事項)

- 第29条 登録引率ガイドは、特定自然観光資源の所在する区域において自然観光事業に従事するときは、登録証及び承認証を携帯していなければならない。
- 2 登録引率ガイドは、特定自然観光資源の所在する区域において自然観光事業に従事するときは、顧客に対し登録証及び承認証を提示しなければならない。
- 3 登録引率ガイドは、実際に特定自然観光資源の所在する区域において自然観光事業に従事している場合において、観光旅行者、町の職員、竹富町の住民その他の者から登録証又は承認証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

第4章 監督等

(案)

(報告徴収及び立入検査)

- 第30条 町長は、観光案内人に対し、この条例の施行に必要な限度において、自然観光事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、営業所その他自然観光事業を営むために必要な土地若しくは施設に立ち入り、設備、機材、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 町長は、旅行業者に対し、この条例の施行に必要な限度において、自然観光事業の取扱状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、関係者に質問させることができる。
- 3 第1項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(違反行為の予防及び発見)

- 第31条 町長は、この条例の違反行為の予防及び発見のため、次の各号に掲げる事項に取り組まなければならない。
- (1) 観光旅行者、町民その他の者に対するこの条例の目的、基本理念及び規定の内容の周知
- (2) 自然観光事業を営もうとする者に対するこの条例の目的、基本理念並びに規定の内容の周知及び必要な指導
- (3) 第10条第1項又は第21条第8項の規定による条件の履行状況の監督
- (4) その職員による巡視の励行
- 2 町長は、前項各号に掲げる事項に係る事務の全部又は一部を、規則で定める者に委託することができる。
- 3 前項の規定により町長から事務の委託を受けた者は、当該事務に関して職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(勧告及び命令)

- 第32条 町長は、第5条第1項若しくは第2項、第7条第2項若しくは第3項、第9条第1項若しくは第9項(第11条第2項、第12条第4項若しくは第5項又は第13条第4項の規定により準用される場合を含む。)、第11条第3項若しくは第4項、第12条第1項、第2項、第6項若しくは第7項、第13条第2項、第14条第2項若しくは第3項、第15条第1項、第3項若しくは第4項、第16条第2項、第17条各項、第18条各項、第21条第1項若しくは第9項(第23条第2項、第24条第4項若しくは第5項又は第25条第4項の規定により準用される場合を含む。)、第23条第3項若しくは第4項、第24条第1項、第2項、第6項若しくは第7項、第25条第2項、第26条第2項若しくは第3項、第28条各項、第29条各項又は第31条第3項の規定を遵守していないと認められる者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 2 町長は、第10条第1項又は第22条第1項の規定により付された条件を履行していないと認められる者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 3 町長は、前2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(命令に係る公表措置)

- 第33条 町長は、観光案内人に対して前条第3項の規定による命令をしたとき、又は第19条の規定による原状回復命令等を受けた観光案内人がその命令を履行していないと認められるときは、次の各号に掲げる事項を公表する。
- (1) 当該命令を受けた観光案内人が個人である場合にあっては、氏名、住所及び電話番号その他の連絡先
- (2) 当該命令を受けた観光案内人が法人である場合にあっては、商号、代表者の役職名及び氏名、住所並びに電話番号その他の連絡先
- (3) 屋号又は名称
- (4) 当該命令を受けた観光案内人の営業所その他自然観光事業を営むために必要な施設の住所及び電話番号その他の連絡先

(案)

- (5) 当該命令を受けた観光案内人が違反した規定の内容
- (6) 当該命令の内容
- (7) その他規則で定める事項

(免許を受けずに自然観光事業を営む者に対する措置)

第34条 前条の規定は、第9条第1項の規定による免許を受けずに自然観光事業を営む者について準用する。

(営業の停止等)

第35条 町長は、観光案内人が次の各号のいずれかに該当するに至った場合においては、その者の第9条第1項の規定による免許を取り消し、又は1年を超えない範囲内で期間を定めて当該免許の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 当該観光案内人がこの条例に定められた義務を遵守していないと認めるときであって、かつ観光旅行者等の生命及び身体の保護又は自然環境の保全のために特に必要があると認める場合。
- (2) 観光旅行者又は町民に故意又は重過失によって著しい損害を与えた場合。
- (3) 西表島等における善良の風俗又は清浄な風俗環境を著しく害したと認める場合。
- (4) 第15条第1項の規定に違反した場合。

第5章 竹富町観光案内人条例等審議会等

(竹富町観光案内人条例等審議会の設置)

第36条 本条例の目的を実現するために、町長の諮問に応じ重要事項を調査審議するため、竹富町観光案内人条例等審議会を設置する。

(竹富町観光案内人条例等審議会の委員)

第37条 竹富町観光案内人条例等審議会の委員は、関係行政機関、関係団体又は学識経験者の中から、町長が任命する。

(審査等小委員会)

第38条 この条例の規定による免許の付与、変更、更新、停止若しくは取消しの是非、又は観光案内人若しくは免許を受けずに自然観光事業を営む者への勧告若しくは命令に関する事項を調査審議するために、竹富町観光案内人条例等審議会に審査等小委員会を置くことができる。

2 前条の規定は、審査等小委員会について準用する。

(規則への委任)

第39条 この章に規定するもののほか、竹富町観光案内人条例等審議会又は審査等小委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雜則

(過料)

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処することができる。

- (1) **第5条第1項の規定に違反して全体構想の内容に反する行為を行ったもの**
- (2) 第9条第1項の規定に違反して同項の免許を受けないで自然観光事業を営んだ者
- (3) 第9条第2項による申請書（第13条第4項の規定により準用される場合を含む。）又は第3項の規定による添付書類（第12条第4項又は第13条第4項の規定により準用される場合を含む。）について、偽りの記載をして町長に提出した者
- (4) 第10条第1項（第12条第4項又は第13条第4項の規定により準用される場合を含

(案)

- む。) 又は第22条第1項の規定により付された条件に違反した者
- (5) 第11条第1項の規定による申請において、偽りその他不正の手段により免許状等の再交付を受けた者
- (6) 第11条第3項若しくは第4項、第12条第1項、第2項、第6項若しくは第7項、第14条第2項若しくは第3項、第15条第1項、第3項若しくは第4項、第17条各項、第18条各項、第24条第1項、第2項、第6項若しくは第7項又は第26条第2項若しくは第3項、第28条各項又は第29条各項の規定に違反した者
- (7) 第12条第3項の規定による申請書若しくは届出書について、偽りの記載をして町長に提出した者
- (8) 第19条の規定による原状回復命令を履行しない者
- (9) 第21条第1項の規定に違反して第2項の認可を受けないで特定自然観光資源の所在する区域において自然観光事業を営んだ者
- (10) 第21条第3項（第25条第4項の規定により準用される場合を含む。）による申請書又は第4項（第24条第4項若しくは第5項又は第25条第4項の規定により準用される場合を含む。）の規定による添付書類について、偽りの記載をして町長に提出した者
- (11) 第23条第1項の規定による申請において、偽りその他不正の手段により登録証等の再交付を受けた者
- (12) 第24条第3項の規定による申請書若しくは届出書について、偽りの記載をして町長に提出した者
- (13) 第30条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者、立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者又は質問に対して回答をせず、若しくは虚偽の回答をした者

(委任)

第41条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月10日から施行する。**ただし、第9条第4条第2号は、令和6年4月1日から施行するものとする。**

(経過措置)

- 2 この条例施行の日（以下、「施行日」という。）前にされた改正前の竹富町観光案内人条例（以下、「旧条例」という。）第8条第1項の規定による町長の免許は、この条例第9条第1項の規定による町長の免許とみなす。
- 3 施行日前に交付された旧条例第8条9項の規定による免許証等は、この条例第9条第10項の規定による免許状等とみなす。
- 4 施行日前にされた旧条例第21条の規定による審議会の設置は、この条例第36条の規定による竹富町観光案内人条例等審議会の設置とみなす。
- 5 施行日前にされた旧条例第12条第2項の規定による更新の申請は、この条例第13条第2項の規定による更新の申請とみなす。この場合において、この条例第13条第4項中「第9条第2項から第11項まで、第10条各項及び前条第6項」とあるのは「旧条例第8条第2項から第9条まで」と読み替えるものとする。
- 6 旧条例第8条第1項の規定による免許を有する観光案内人が、施行日後初めてこの条例第13条第2項の規定による免許の更新を受けようとする場合にあっては、この条例第13条第5項の規定中「3年」とあるのは「3年6月を超えない範囲内において町長が定めるもの」と読み替えるものとする。